

ベストだった。

緊急に再発防止策が検討された。広大な敷地内で160棟を超える建物群で、増改築を繰り返した築地市場では、このような見落としがあり得るということは、事業者にとって大きな教訓となった。

再発防止策として、関連の解体業者、アスベスト除去業者を集め、情報の共有のため勉強会が開催された。この事件以後、除去業者、東京都の安全な工事に対する意識が高まった。東京都は担当部署の職員が、独自で現場のパトロールを行って、取り残しのレベル3建材を発見し、その個所の再清掃を命じた。除去業者も監理会社の養生検査の前に独自でスモークテスターを購入し、検査前の確認を行うところも現われた。実質的に養生検査が二重、三重に行われるようになり、安全性への意識が高まったといえる。

これらの解体工事現場でのアスベスト粉じん濃度の上昇はあってはならないことである。しかし、築地市場の建物群のような増改築が繰り返された施設では、あり得ることであろう。さらに言えば、築地市場で実践されたように、各工区周辺濃度測定を実施していなければ、青果仲卸棟の天井裏の一部の吹き付けアスベストは発見されなかったであろう。その意味でも、工事期間中の濃度測定の実施は、大変大きな意味がある。

築地市場のようにアスベスト対策に早くから取り組み、リスク

コミュニケーションをはかり、繰り返して事前調査を行っても、現実には見落としがありうるということである。同様の全国に展開されている中央卸売市場や全国の学校施設なども同じ条件下にある。その場合、今回のような事案が発生することは避けられない。

したがって、このようなアスベスト粉じん濃度異常値が検出されたときに、それを隠してなかったことにするのではなく、情報を速やかに関係者で共有し、柔軟な対

応、被害の最小限の抑制が最大の対策となる。そのためにも第三者の工事への介入と、発注者、事業者による異常値検出の際の、緊急対策への事前の準備が重要である。その意味で、工事中の濃度測定による監視は重要で、法的に位置づけられなければ、飛散防止のための柔軟なアスベスト撤去工事の運営



(中皮腫・じん肺アスベストセンター 永倉冬史)

建設関係等石綿労災請求相次ぐ 大阪●「いのちの救済」「救済法給付改善」を

中皮腫サポートキャラバン隊には中皮腫の方の治療相談が相次いでおり、労災などの手続きの支援に取り組むことが多い。また、12月のホットラインから対応がはじまった方も相次いでいる。

NTさんは、1933年生の86歳男性。1954年から1985年まで主に火力発電所での保温工事に従事した。その後呼吸器症状が強くなり、2006年、72歳のときにじん肺管理区分申請するも管理1とされたが、石綿健康管理手帳を取得した。経過観察を続けていたが、昨年11月に肺がん疑いとなり八尾市内の総合病院を受診したところ、肺がんと診断された。明らかな石灰化胸膜プラークの所見があり、石綿曝露歴も長く、年明け早々に東大阪労働基

準監督署に労災請求を行った。

TTさんは、1950年生の69歳男性。1979年から2019年6月に胸膜中皮腫を発症するまでずっと電気工事に従事してきた。地元の総合病院から兵庫医大に転医し、現在、抗がん剤治療を受けている。中皮腫サポートキャラバン隊が毎週、関西労働者安全センター事務所で開いている「中皮腫サロン」に治療の相談先を求めて来られた。その後、患者と家族の会関西支部の会合にも参加されている。石綿健康被害救済法の給付申請と並行して労災請求を9月に北大阪労基署に行った。キャラバン隊や中皮腫サロンでのピアサポートを利用して、きつい治療に耐えながらがんばっている。

MYさんは、1946年生の73歳男性。18歳から一貫して電気工事に従事してきた。2017年10月に胸水を認め、2019年3月になって胸膜生検で中皮腫と診断された。病院ケースワーカーに紹介され、労災請求の相談で安全センターに来られた。電気工事労働者としての職歴が明確であることから、昨年11月に大阪西労基署に労災請求を提出した。胸膜剥離手術を受けることを決意して手術に臨むも、続行不能と判断されて閉胸となり、通院加療中だ。

SKさんは、1953年生の66歳男性。中学卒業から昨年10月に胸膜中皮腫を発症するまで電気工事に従事してきた。10月に別の疾病で受診した総合病院で胸部に異常がみつき、生検により胸膜中皮腫と診断された。正月明け早々、労災などの制度の手続きについて電話で相談をしてこられた。相談日の翌日に自宅を訪問し事情をお聞きし、労災請求の手続きの具体的実務を打ち合わせした。治療面では、翌日から抗がん剤治療を開始するところだったが、一度中皮腫専門の病院へのセカンドオピニオンをする方向で現在の病院と相談してみることになった。いままさに治療を開始する段階で不安があり、治療についての相談先が必要な状況だった。

MIさんは、1941年生の78歳男性。中卒後、関西の石綿工場の構内下請け企業に就職し4、5年仕事をした後に左官として長年建築現場で働いてきた。昨年、

腹膜中皮腫を発症し自宅近くの総合病院で入院加療中。正月明け早々に家族が労災請求の相談で電話をかけてこられた。すぐに入院先で家族とともにお話を聞いたところ、構内下請け就労時のことをしっかり記憶されており、なおかつ、その後の左官として就労についても明確だった。今後は緩和治療中心で療養することになり転院目前との状況という状態を踏まえて、一刻も早く労災請求し調査に着手してもらうことが重要であった。2日後に労基署に行き、事業主証明、医師証明なしのまま労災請求を行い受理してもらい、すぐに調査開始となった。

5人の方は、いずれも石綿を原因とする職業がん（肺がん1名、中皮腫4名）であることが明らかで、労災認定自体には大きな障害はない。

しかし、労災補償は最低限の補償であり、これらのケースは加害者としての国や企業の責任が問われるべきケースに該当し、すでにそのスキームは各方面の努力の結果、確立しつつある。

ところが、労災補償やその先にある損害賠償の取り組みは、労災補償を受けられていない、たとえば、救済給付だけの方には基本的に無関係だ。また、これまでの取り組みの成果は、こうした方の救済水準の向上に何ら結びついてこなかったというのが現実であることを痛感する。

実際、同じ中皮腫患者であっても労災補償に該当しない場合は多く、同じ中皮腫でありながら、

給付水準の低い救済給付に止まってしまうことは、不公平だというのが実感だ。石綿を原因として発症するという特異の特徴をもつ中皮腫の方の半分以上が救済給付しか受けられていない。そして、これまでの被害者運動は、この半分以上の方にとっては救済給付以上のものをもたらず成果を上げてこなかった。

他方、石綿健康被害救済制度にしろ、労災保険制度にしろ、病気になった被害者の「命を救う」ことにまったく無頓着でありすぎた。被害の掘り起こし、救済運動に取り組む私たちは、結局経済的解決を実現したとしても、「いのち」にあまりに関心であったと思う。これまでの反省を込めて、石綿被害の救済は患者の「いのちの救済」を最優先されるべきだということをあらためて銘記したい。

「いのちの救済」「救済法給付改善」を今後の制度改正運動の優先課題に据え、労災補償を受けられる石綿被害者と受けられない石綿被害者が一丸となって、アスベスト被害という史上最大の社会的災害に立ち向かうべきではないだろうか。

行き詰まっている現実をなんとかしてでも変えなければならぬと思う。「いのちの救済=治療、研究の飛躍的前進をさせる」方法の第一は、石綿救済法の目的に「治療、研究の推進」を明記し、石綿救済基金を治療、研究に投入できるようにすることである。

「救済法の給付内容、水準を向上させるための法改正実現」

のためには「既存の取り組みを救済法改善につなげていく方法」「既存の運動の枠組みとは違う救済法改善を実現するための

新たな方法」を工夫することが必要で、大胆な発想の転換が求められている。



(関西労働者安全センター)

ウーバーイーツユニオンが事故調査 働き方●フリーランスの労災補償はどうなる!?

働き方や雇用形態が日々、多様化しているが、そういった労働基準法上の「労働者」に当てはまらない働き手から、業務中の安全衛生の問題について提起する動きが続いている。昨年12月には、日本俳優連合会などが、労災保険の特別加入制度の適用を厚生労働省に要望した。

また、インターネット上のプラットフォームから仕事を請けて働く働き手をプラットフォームワーカーと言うそうだが、プラットフォームワーカーの労災問題も顕在化してきている。飲食店より配達を請け負うウーバーイーツの配達員らが結成したウーバーイーツユニオンも、多発する配達中の事故を問題視し、ウーバーイーツに適切な補償制度などを求めている。

配達員はスマートフォンでアプリをダウンロードして運営会社と契約し、スマホで配達依頼を受ける。運営会社の人間とはまったく顔を合わすこともなく、仕事を請け負う。ウーバーイーツの配達員の事故については、各国で問題になっている。

昨年10月には台湾でウーバー

イーツとフードパンダの配達員が相次いで事故で死亡し、配達員と運営会社に雇用関係があるか議論を呼んだ。台湾労働部は、雇用関係と認め労災加入していなかった運営会社を処罰する方針を示した。

ウーバーイーツユニオンのホームページによるとアメリカ合衆国カリフォルニア州では、近くプラットフォームワーカーも労基法上の労働者とする立法が成立する予定であり、フランスでは2016年に労働法典改正法において、プラットフォームが働き手を保護する保険料を負担すること、働き手の教育費用を負担すること、働き手に

団結権、団体交渉権、団体行動権を保障することが定められているという。

日本のウーバーイーツに関しては、昨年10月に設けた「配達パートナー保護プログラム」について、十分な補償条件であるかユニオンは疑問視しており、補償を受ける際の手続きや補償条件の詳細が不明であるとして、説明会の開催などを求めている。

またユニオンはホームページ(<https://www.ubereatsunion.org/>)上で事故調査を行っている。配達員の現状を把握し、調査結果を元に、安全確保に取り組むねらいである。

労働基準法上の労働者ではない働き方が増加しており、仕事での安全をどう確保するのか、補償費用は誰が負担するのか、重要な問題である。自由な働き方とは言われるが、実際には弱い立場であるフリーランスやプラットフォームワーカーの実態を、使い捨て労働力にはしない社会的仕組み作りが必要だろ



(関西労働者安全センター)

日立田浦中皮腫裁判始まる 神奈川●親会社まかせの無責任対応

神奈川県横須賀市の田浦にあった日立田浦工場は日立の子会社で、産業用機械や発電所向け機械、ボイラー等を製造す

る工場だった。日立田浦はその後、吸収や合併を繰り返し、すでに工場はないが、日立パワーソリューションズという日立直系の